

観光安全安心強化事業費補助金Q&A

【令和2年度に「観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けた場合について】

1	令和2年度に「観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けたが、令和3年度は「観光安全安心強化事業費補助金」を申請可能か。	申請可能です。 ただし、令和2年度に「観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けた場合は、 <u>上限から既に支払いを受けた額を差し引いた残額</u> が「観光安全安心強化事業費補助金」の上限となります。 ※例：令和2年度に「観光安全安心推進事業費補助金」を300万円交付を受けた場合は、令和3年度に「観光安全安心強化事業費補助金」の交付を受けられる金額の上限は100万円となります。
---	--	--

【補助対象者】

2	補助対象者は誰か。	宿泊事業者、観光事業者及び観光遊覧船事業者が対象者です。それぞれの事業者の定義は公募要領をご覧ください。
3	個人事業主は対象になるか。事業主の住所が県外の場合も対象になるか。	個人事業主も対象です。店舗の住所が県内であれば補助対象です。
4	本社が県外の場合、対象になるか。	県内に店舗を有し、県内店舗において感染予防対策を実施する場合は対象となります。
5	県外の支店で行った感染症対策の設備は対象になるか。	県内の店舗(支店)で行った感染防止対策事業に対する補助金となっているため、対象外です。
6	指定管理者の場合は対象となるか。	指定管理業務の範囲外は補助対象となります。
7	令和2年4月7日以降に営業開始した店舗も対象か。	対象です。
8	令和2年4月7日以降に、事業承継、法人化、合併があった場合、補助対象者となるか。	補助対象事業者になるかどうかの判断については、観光企画課にお問い合わせください。
9	対象期間はなぜ4月7日以降なのか。	全国に緊急事態宣言が発令された日以降に整備した施設を対象としています。
10	県内で複数の宿泊施設を経営しているが、申請は施設ごとに可能か。	複数の施設を経営している場合でも、申請は一事業者につき上限400万円です。※ただし、令和2年度に「観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けた方の上限額については、問1を参照ください。
11	暴力団はなぜ支給対象外なのか。	暴力団は集团的、常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある反社会的勢力であり、これらの団体への公金の支出は適切でないと判断されることから、支給対象外です。

【補助対象経費】

12	対象経費はどのようなものか。	公募要領(P6)別表1のとおりです。
----	----------------	--------------------

13	交付申請前に支払った経費は対象となるか。	対象経費として認められるもので、領収書やレシート等により支払ったことを証明できる経費は対象となります。ただし、令和2年4月7日以降の支払いに限ります。
14	マスクや消毒液などの消耗品は対象となるか。	感染防止対策に係る経費のうち、消毒用アルコール、使い捨てのマスクなど、使用することによって消費されるものや、その機能を失うもの、使い捨てのものは対象となりません。ただし、足踏み式の消毒液スタンドやセンサー付きの自動消毒液等の購入に伴い、購入が必要となる消耗品は対象となる場合があります。
15	飛沫感染防止アクリル板は、アクリル以外の素材も対象となるか。	飛沫感染防止に資するものであれば、ガラス製、木製、段ボール製等のものも対象となります。
16	手をかざすと消毒薬が自動で出るような機器、水道を自動水栓に変更する、便座を動閉機能付きにするなど、手を触れなくても各種操作ができるようなものを導入することは補助対象となるか。	人が手を触れる場所を減らし、物を介した接触の機会を減らすということで、補助対象としています。
17	機器リース代は対象か。	通常の生産活動のために使用するものは補助対象となりません。事業計画書に記載した事業継続・再起の取組に必要な機器等であって、借用のための見積書や契約書等が確認できるものが対象となります。なお、補助対象期間中の経費が対象となりますので、レンタル期間が補助対象期間を超える場合には、按分等の方式により算出された分のみとなります。
18	空気清浄機の購入は補助対象経費か。	補助対象経費です。
19	エアコンの購入・更新は補助対象経費か。	外気換気、空気清浄又は除菌機能があるものは対象となりますので、申請される際は申請書に型番等を併記してご提出ください。
20	車両の購入費用は補助対象か。	従来の車両に加えて購入する、感染防止対策を目的とした宿泊客の送迎車両は対象となります。ただし、車両の更新は対象ではありません。
21	Wi-Fiの整備は補助対象か。	ワーケーション等の受入環境整備の場合は、対象となります。
22	キャッシュレス決済の導入経費は対象となりますか。	補助対象経費です。
23	観光業以外の生業も営んでいるが、その感染症対策費用も補助の対象となるのか。	対象ではありません。

【申請手続き】

24	申請書に押印する印鑑は、代表者印でなく会社印でもよいか。	代表者印としてください。
25	事業計画書の所在地記入欄について、2施設分で申請する場合、どのように記入したらよいか。	申請書の別紙1(補助事業の概要欄)に、それぞれ事業を実施する事業所の名称や所在地の記入をお願いします。

26	今般の申請に関して、自己負担分の全部または一部に国等の補助金を充てることは可能か。	当補助金の対象となる部分は、他の団体の補助金では利用できません。 対象としない部分については、他の団体の補助金を利用いただいても結構です。ただし、他の団体の補助金の対象とならない場合もありますので、各補助金の要件をご確認ください。
27	補助金はいつ受け取れるか。	補助事業完了後です。 事業が完了したら実績報告書を提出してください。実績報告書の内容を審査し、補助金額を確定した後にお支払いします。
28	受付期間が変更になることはあるか。	予算の上限に達した場合は、受付期間中でも受付を終了します。その場合、青森県観光企画課のHPでお知らせします。
29	概算払い(前払い)は可能か。	原則精算払いですが、やむをえず希望する場合は、まずは御相談下さい。
30	対策を追加で行ったが、再度申請できるか。	既に申請をしている事業者であっても、一事業者当たりの上限400万円に達するまで、再度の申請が可能です。※ただし、令和2年度に「観光安全安心推進事業費補助金」の交付を受けた方の上限額については、問1を参照ください。
31	申請後に、新たな感染症対策をした場合、申請書を差し替えて提出してよろしいか。	事業変更承認申請書(第2号様式)の提出が必要となりますが、まずは県に御相談ください。
32	変更申請書の提出が必要となる20%の額の増減について、どのように考えればよいか。	補助事業の内容または経費の配分を変更する場合には、事業変更承認申請書の提出が必要となります。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減(補助金総額の増額を伴わないものに限る。)の場合はこの限りではありません。
33	支出の証拠となる書類が補助対象にならない経費が混ざったレシート等しかないが申請は可能か。	補助の対象となる箇所に印をつける等、わかりやすく示していただければ結構です。 なお、納品書、請求書だけでは実際に支払われたか確認がとれないため、必ずレシート等の支出証拠書類をご提出いただいています。
34	支払いを確認できる書類を破棄してしまったが、申請は可能か。	領収書、レシート、金融機関等の振込記録等、支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象となりません。
35	クレジットカードで支払った場合も対象となるか。	クレジットカードの支払明細書等により、補助対象の購入、支払実績が確認できる場合は対象となります。
36	レシートに、商品ごとの税込価格が記載されている場合は、消費税額を計算して差し引かなければいけないのか。	消費税及び地方消費税は対象外となります。 ご面倒ですが、消費税を計算して差し引いて申請してください。
37	レシートに日付がない場合はどうしたらいいか。	購入先に相談して、日付の入った領収書(手書きでも可)を発行していただき、日付のないレシートと合わせて申請してください。
38	領収証の宛名が会社名ではなく、個人名で記載されてしまったのだが、対象としてもよいのか。	原則として、申請者と領収証の宛名は同一としますが、会社で使用していること等が明確に分かる根拠資料があれば、対象となる場合があります。
39	補助金の受領後に廃業することになった場合、どのような手続が必要か。	取得価格が50万円以上の場合は、県へ届出が必要となりますので、まずは御相談ください。